

令和5年(モ)第 [] 号提供命令申立事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の上記事件について、当裁判所は、申立人の申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

別紙主文目録記載のとおり

令和5年12月18日

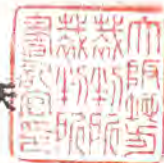
大阪地方裁判所第1民事部

裁判官 仲 井 葉 月

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 高谷安矢



(別紙) 当事者目録

〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目2番1号
日本プレスセンタービル6階
内幸町国際総合法律事務所 (送達場所)

申立人手続代理人弁護士 神田 知宏

〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町4番20号
グランフロント大阪タワーA

相手方 エックスサーバー株式会社
上記代表者代表取締役 小林 尚希

(別紙) 主文目録

1 接続プロバイダに関する情報

(1) 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。

イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載1の情報のうち、相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合……………当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載1(1)の情報を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定ができない場合……………その旨

(2) 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載1の各情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

2 サイト管理者に関する情報

相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。

イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の情報のうち、相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（サイト管理者。当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」と

いう。)の特定ができる場合……当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報
ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載3の情報を保有していない場合又は保
有する当該情報により上記イに規定する特定ができない場合……その旨

(別紙) 発信者情報目録

1 投稿に関する情報

別紙投稿記事目録記載の各投稿記事が投稿された際の下記情報。

- (1) 投稿に使用された IP アドレス。
- (2) 前項の IP アドレスを割り当てられた電気通信設備から相手方の用いる特定電気通信設備に前項の投稿記事が送信された年月日及び時刻。

2 サイト管理者に関する情報

別紙投稿記事目録記載の投稿記事の送信に係る者（サイト管理者）に関する以下の情報。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 電子メールアドレス

3 サイト管理者の特定に資する発信者情報

別紙投稿記事目録記載の投稿記事が蔵置されたサーバーの IP アドレス。

(別紙) 投稿記事目録

サイト	
閲覧用 URL	
タイトル	
投稿番号	
投稿日時	
投稿内容	